



寄稿

# 情報化と企業の知的財産業務

東芝ソリューション株式会社官公情報システム事業部官公情報システム第一部 部長  
加根魯 澄夫

## はじめに

親しくさせて戴いている特許庁の方からこの15年の知的財産環境の変化というテーマでの執筆を依頼され、少々戸惑いがありました。と言うのは、そもそも私は企業の経理屋であり、現在も知的財産に直接関わる業務に就いていないためです。ただその間に私の業務経歴として企業の知的財産部門に籍を置いた事があり、基本的には他所者の目で業界を見まいりました。いわゆる世間常識とは少々異なるこの業界特有の発想や特殊な行動様式に驚き、閉鎖的ではありますが一旦仲間に入ればその居心地の良さに時を忘れ、ついつい17年もの間業界の様々な方と知己を得ることができました。

そして企業の事務屋の常の「異動」で業界を離れ、知的財産に関わった事は私の経歴の一つとして過去の話になった……と思ったのですが、2年半前になります。現在は「システム屋」として間接的に知的財産に関わっています。

そういう事で若干のブランク期間も含めて20数年の間、特許庁を、そしてこの業界を見てきました。この間の様々な変化はまさに激動と呼ぶにふさわしい変化であったように思います。そして「どうせ長居はしないのだ」という他所者の気楽さと、持って生まれた愚直さから思ったこと感じたことをストレートに色々と申し上げて一部の方から響きを買ったように思います。

縁があって再度この業界の端に身を置くことになり、大変に僥越ながらも私なりの見方の15年を振りかえってみたいと思います。視点をご指定いただきました「情報/システム」に置きますが、システムは仕事全体の仕組みに関わるもののため、少々枠を超えることがある事

はご容赦いただきたいと思います。

また「民間から見た」というご指定をいただいておりますが、民間の視点というのものも決して一つではありません。と言うのも知的財産管理の確立した大手企業とまだ発展途上にある企業では当然に異なりますし、企業の中においても「知的財産部門」と「研究・開発部門」では様相を異にします。知的財産部門は「企業内特許庁」であり「企業内情報業者」であって、ある意味で研究開発部門と対峙する立場にあるためです。

## 起爆剤としての特許庁ペーパーレス化

### (1) 手段としてのペーパーレス計画

特許庁のペーパーレス計画は84年7月に10ヶ年計画としてスタートされました。ただしこの計画は各種の技術をかなり先取りしたものであったことや、諸状況の変化により逐次計画の修正がなされて現在に至っています。しかしながら本来的にこの計画には完成像などと言うものはあり得ず、時代のニーズや技術の進展につれて未来永劫に発展して行く性格のものでしょう。

また、私は当初から「ペーパーレス化計画」という言葉に違和感を感じていました。特許庁内の事務や審査から紙をなくす「ペーパーレス化」と言うのは大変に分かり易く、かつ未来オフィスを彷彿させる魅力的なフレーズではありますが、それは決して「紙をなくす事」自体が目的ではないはずのためです。ペーパーレス化の目的は「審査期間の短縮」「知的財産権情報サービスの拡充」「事務処理の効率化」「知的財産権の情報交換に対する協力」の4点が掲げられており、ペーパーレス化はそのための「手段の一つ」であるためです。

ここで重要なのは「手段の一つ」ということであり、

それはペーパーレス化が達せられると4つの目的が達せられるという事ではないことです。お気づきの通り、当初掲げられたこの4点の目的はペーパーレス計画によって効果を上げているに関わらず、依然として現在においてもそれぞれ程度の差こそあれ課題として残っており、逆に他の要因によって状況が悪化しているものさえあります。

## (2) 目的と化したコンピューター化

現在のようにパソコンの普及する以前、コンピュータは一部の専門家にしか扱えない高度な機械であり、企業においても一般の社員には馴染みの薄いものでした。そして一世代上の管理職にとってはそれは「理解し難いモノ」であると同時に「人間より優れた万能の機械」という幻想さえ抱かれていました。

そしてちょうどその頃、ユニックスマシンによるオフィスコンピューターが登場し、イメージデータの処理が可能な光ディスクファイルが出現し、この幻想は一気に膨張させられる事になります。これらの新製品のコミーシャルもオフィスの革命が起きるかの「バラ色の未来」を謳っていました。これと機を合わせて登場したのが「特許庁ペーパーレス化計画」だったのです。

企業においてもこの時期、競って情報化投資が行なわれました。バスに乗り遅れることを怖れて同業他社の動きを横目で見ながら新しい情報機器の導入がなされました。そして知的財産部門が経営層にその必要性を訴えるために特許庁のペーパーレス化計画は有効な説得材料でした。企業の中において比較的情報化の遅れていた知的財産部門はこの時期一躍時代の最先端に躍り出る事になります。

ただしこれも、手段としての情報機器が揃っただけで、本来的な目的である知的財産管理については依然として模索状態にあったと言えます。

## ・ 企業の知的財産管理

企業の知的財産管理は大きく「業務管理」と「情報管理」に区分できると考えられます。業務管理とは「出願管理」や「期限管理」のように業務そのものの管理であり、コンピューター化する以前は「台帳」により管理されていたものです。

情報管理とは「包袋管理」や「公報管理」のように業務を行なうための情報の管理であり、従前は全て「紙」での保管・管理が行なわれていました。

以下、これらの企業の業務の概要を紹介し、それらが特許庁のペーパーレス化によってどのような影響を受け、どのように変化して来たかを概観してみたいと思います。

## (1) 業務管理

企業の業務は大きく「自社技術保護業務」と「他社特許対応業務」に区分できます。自社技術保護業務とは、研究や開発の過程で生まれた発明を保護する業務であり、他社特許対応業務とは自社の研究や開発の障害となる他社特許を管理する業務です。

### 1. 自社技術保護業務

#### A. 社内提案管理

自社技術保護業務はまず「社内提案管理」から始まります。発明が生まれた場合、社内の研究・開発部門は「提案書」を作成し、それを知的財産部門に届出を行います。企業においては一般に各部門毎に提案件数の目標が定められ、目標管理が行なわれます。これは技術者が開発に追われることによって発明の届出がなされない事を防止する趣旨であり、ノルマの設定等による強力な管理が行なわれることが一般的です。

提案件数の目標は研究・開発の内容や進行状況をもとに決定されることが基本であり、開発の実体を伴わない目標の設定は泡沫的な提案や出願を生じさせる原因となります。提案件数の管理は研究・開発管理そのものであり、知的財産部門が開発管理部門と密接な連携が取られていないと、知的財産管理は企業活動から遊離してしまいます。

社内提案は知的財産部門に届出られ、管理システムに受付入力となされ、これが原点となって「自社技術保護業務」が開始されます。自社技術保護業務の管理システムについては数多くのパッケージが販売されています。

また、知的財産部門は特許庁に倣って「電子受付」を行なって行く流れがありますが、特許庁と申請人の間のような電子化は進んでいません。その理由は社内のインフラ（IT環境）によるところが多かったのですが、近年これは急速に改善されつつあります。

## B. 提案評価業務

届出られた提案は「評価基準」によりその処置が決定されます。処置の種類としては「特許出願」「実用新案出願」「技術公開」「社内秘匿ノウハウ」「併合」「放置(差戻し)」があります。

ここで重要なのは出願以外の処置であり、一般的に出願以外の処置の比率が高いほど、その企業の自社技術保護業務の水準は高いと言えることができると考えられます。換言すれば、提案内容を企業としての権利保護指針に照らして、技術公開で自社の事業に支障のないものは技術公開し、出願すれば権利となることが間違いないものでも「公開」されることにより実害が生じる恐れのあるものはノウハウとして秘匿する等の評価を行なうところが企業における知的財産部門の存在意義であるためです。類似の発明については併合をしたり、出願前特許調査を行なう事により特許性のないものについては放置(差戻し)を行なうことも当然になされなくてはなりません。

現在においても散見されるようですが、技術者に提案書を出願書類形式で書かせて、知的財産部門はそれに体裁を整えるだけで出願を行なう……という流儀がありますが、これは企業としての知的財産活動の体を成していないと言えます。これは権利化の指針等が技術者個人に任されているため、技術者個人の出願活動と言わざるを得ません。出願活動の中に企業としての指針・意志が入り込む余地がないためです。

また、工場の奥深くで使用されて一般の目に触れる可能性のない生産技術の類を出願することも何の疑いもなく行なわれていますが、出願して「公開」されることの影響についても十分に配慮されなくてはなりません。仮に侵害されてもその事実の発見の方法がない技術について出願することは決して特策ではないためです。

従来「ともかく出願しておく」という特許管理が行なわれて来た背景としては「出願件数」という数字が企業の知的財産活動を評価するメジャーとして取り扱われてきたことがあります。出願件数のみに目が行くと泡沫発明も秘匿すべきノウハウも全て出願されてしまう事となり、その企業のみでなく国家全体としての損失を招くことに繋がってしまいます。

この「評価」に関わる部分についてはITの関与すべき領域ではなく、15年前も現在も同じ議論が繰り返されているように思われます。

## C. 出願前調査

特許を出願する前に、同様の出願の有無の調査を行います。これは特許にならないものを出願することによって生じる無駄な費用を節減するという趣旨で必要性が語られることが多いのですが、もちろんそういう目的もあります。類似の先願を知る事によってより有効な強力な権利を得るための方策を練るという積極的な意味もあります。

旧来、この出願前調査は知的財産部員が自ら行なうことが通例でしたが、昨今は調査子会社に外注することが一般的となり、費用節減目的だけが前面に押し出されているように思えます。企業の知的財産部員は自分で調査を行なうことにより、自分が担当する技術の周辺についての知識を得て、それを出願戦術に役立てていたのですが、調査を他人任せにするとそうしたノウハウも失なわれてしまいます。また調査子会社も、特許に直接関わりのなかった技術部門のOB受け皿であることが多く、調査の質の維持も課題となっています。

## D. 出願書類の作成

評価基準に合致し、かつ出願前調査により特許性があると判断されたものについては出願書類が作成されます。出願書類の作成は社内で行なわれる方法と特許事務所に依存する方法があります。外部に依存する場合はその技術内容と権利化の指針についての十分な打ち合わせが必要となり、また作成された書類の内容についても十分なチェックが必要となります。弁理士は知的財産部員による「企業の出願の指針」や個別の出願の「権利化方針」に従って出願書類を作成しますが、知的財産部員によってそれが示されなかったり、打ち合わせが不十分であったりすると、その出願は「企業としての出願」ではなく「弁理士の出願」となってしまいます。

かつて企業の知的財産部員の特許的なレベルが低く、出願については全面的に弁理士に依存していた時代もありましたし、現在においても企業で知的財産部門が不在で弁理士に依存せざるを得ない場合もあります。その場合は弁理士は企業の立場に立った権利化を考えることがその職責であり、何でもやみくもに出願することは企業としての知的財産活動として叶うものではありません。

## E. 出願

出願は90年12月からは電子化されました。オンライン出願のためには当初は専用のUNIX端末が必要とされ、企業にとっては大きな負担となりました。出願書類（出願データ）を作成する端末機（ソフト）の出現は、出願データの誤りや不足を防止する意味で大きな効果がありましたが、一方ではイメージデータの合成等の新規の作業を生むこととなりました。

また出願書類が電子化された事により、企業が保管する出願控（包袋）も電子化されることとなり、企業における管理事務のシステム化を促進させる事に繋がりました。

## F. 中間処理

特許庁からの発送書類も電子化されることとなり、企業は特許庁の発送物について電子データを受領することが可能となりました。ただし電子データを受領が可能なのは申請人であり、外部の特許事務所に手続を依存している場合は特許事務所しか特許庁の電子発送を受け取ることができません。

また共同出願を行なっている場合も同様であり、手続会社でない場合は手続者（申請人）を経由して発送物を受け取ることになります。手続を特許事務所に依存している割合が多い現状において、発送物の取り扱いについて特許事務所の果たすべき役割は大きい割には、顧客である企業はシステム上の都合により様々な要求を持っているため、特許事務所と企業間の電子化は進んでいないのが実情と言えます。

将来的には電子発送は申請人たる特許事務所だけでなく、企業や共同出願人の企業も同時に受領できるようにすることが企業の事務の効率化に大きな効果を生むことに繋がりますが、このことは特許事務所の「代理人」という位置づけに微妙な影響を及ぼすこととなります。

## 2. 他社特許対応業務

特許管理業務には出願・権利化を管理する自社技術保護業務と、その片面としての他社特許対応業務があります。何れも自社の技術や製品を実施するために特許面での保護をする業務ですが、他社特許対応業務は自社技術を開発・製品化する上で問題となる他社特許に対する対処を管理する業務です。

他社特許対応業務は組織的・システムの的に確立されて

いる企業もあれば、全く意識されていない企業も多く、自社技術保護業務と比較してその管理レベルの差は大きく、概して遅れているとも言えます。自社技術保護業務の管理システムは多くのパッケージが販売されているのに対し、他社特許対応業務のパッケージが不在であることも特徴的であり、この業務はその存在すら知られたくないウラの業務であることの意識の表われとも言えます。もちろんこの業務の重要性を認識している企業においては自社製の管理システムが存在していますし、それを隠さなければならない理由もないことから外部に開発を委託するケースも現われて来ています。

## A. SDI

他社特許対応業務は他社特許の公開を継続的に監視することから始まります。ここで問題ありとされた他社特許についてはウォッチングの対象となり、その権利化の過程が監視され、その時々において特許的な対処がなされます。

対処の方法としては「情報提供」や「異議申立」「無効審判」等がありますが、自社の開発の方向を変更する「設計変更」も対処の一つです。また、それが不可能な場合は「ライセンス申し入れ」を行なう場合もありますし、当初から「クロスライセンス」を意識した出願面での対応もあります。

あるいは開発の中止という対処も当然にありますし、あまり公けには書き難いことではありますが、無視して自社技術を実施してしまう場合もあります。これは侵害発見の可能性のない場合や、仮に発見されたとしてもその対処方法がある場合です。

このようにSDIから始まる他社特許対応業務こそ極めて経営に密着した業務であり、知的財産を超えて広い観点からの経済合理性に基づいた経営判断が必要とされます。私の感覚ではこの自社の開発や製品の実施を保護するための他社特許対応業務こそ知的財産管理の骨格をなす業務であり、それから遊離した自社技術保護業務というのは企業活動から外れてしまった活動と言わざるを得ません。知的財産部門が経営中核と直結していなくてはならない理由は此処にありますし、開発管理部門と一体でなくてはならない理由も同様です。

従って、他社特許対応業務の管理システムは単に知的財産部門の管理システムではなく、経営管理システムでなくてはならないと言えますが、現実には先進的

な企業においても其処までは至っていないのが実情でしょう。

#### B. テーマ調査

SDIは企業が関係している技術分野について広く調査するのに対し、テーマ調査は特定の技術について新規に参入する場合等に、過去に遡及した調査を行いません。

ここで発見された問題特許についても上記と同様の各種の対処が取られますが、SDIによるよりも他社特許の権利化が進んでいますし、既に権利と成立している場合もあるため、対処の方法は限定されて来ます。

#### C. 問題特許調査

製品を開発する過程において、障害となる他社特許を調査するものであり、過去に遡及して実施の形態に合わせた厳密な調査が行なわれます。他者特許対応管理が正常に行なわれている場合は、SDIやテーマ調査によって問題特許は洗い出されており、登録された問題特許を追って行けば良いのですが、そうでない場合は製品の実施の前等に行なわれる事になります。

この調査は特許性の判断を伴うため、訓練を受けた専門の調査員を必要とします。問題となる他社の特許は権利化の過程で権利範囲は変化して行きますし、自社の技術も開発の過程で実施の形態は変化して行きますので、一度調査すれば良いという事でなく、適宜確認のための調査が必要となります。

調査結果によって各種の対応が取られますが、先に述べた通り対応は特許的対応だけでなく、広く経営的な判断が必要とされます。設計変更の方がはるかにコストが低いのにやみくもに他社特許の無効化を図ることはありませんし、クロスの材料があれば放置も可能です。弁理士等の外部も含めて知的財産部門だけで対処すると部分最適を追ってしまい、大きく経営的な面からの効率を害することが生じがちです。

#### D. 無効資料調査

無効資料調査はこれまでに述べた調査結果から何かを判断するための調査と異なり、問題となる他社特許を無効化するための先行資料の調査です。つまり特許庁におけるサーチと同様の調査という事ができ、問題特許調査と同様に特許的な判断を伴う高いスキルが要求されます。

無効資料調査そのものが問題特許に対する特許的対応ですが、無効資料が見つからない場合はライセンス申し入れ等の経営的対応が必要となって来ます。

#### (2) 情報管理

これまでは知的財産業務について触れてきましたが、情報管理業務は知的財産業務を行なうための各種情報の管理であり、インフラを受け持つ業務と言えます。知的財産部門が小規模の場合は情報管理業務は知的財産業務と一体で行なわれていますが、一定規模を超えると組織として分化されて行きます。

分化された情報管理部門は言わば「企業内情報サービス業者」であり、外部の情報サービス業者とある意味で一体化した動きを展開しています。

かつては情報管理と言えば「ペーパーの管理」でした。マイクロフィルム化も行なわれましたが、これもペーパーの延長上のものと言えるでしょう。そしてコンピューター技術の進展とともに情報管理の電子化が行なわれ、現在においては情報管理部門はシステム管理部門となっています。

ここではシステム管理に関わる諸問題を概観して行くこととします。

#### A. 出願・権利化管理

出願・権利化管理は年金管理と併せて最も早くシステム化が行なわれた業務です。大手電機メーカーにおいては1960年代からシステム化が行なわれましたが、管理台帳の廃止が可能な本格的なシステム化は80年代に入って漢字端末が出現してからの事でしょう。

出願・権利化管理システム（一般に特許管理システムと言う）が広く普及するのは大手電機メーカーが自社のシステムを市販に供した事と、ソフトハウスが中小規模向けのパッケージを市販した2つの大きな流れがあります。自社製のシステムを保有している企業や特許事務所もありますが、法改正対応の煩雑さ等から外部から導入するケースが殆どとなっています。

特許管理システムのベンダーは数十社が存在すると考えられ、夫々特徴を持ったパッケージを販売しています。ただし気をつけなくてはならないのは、企業や特許事務所の管理事務は各社各様でパッケージがそのまゝ適用できるケースというのはあり得ません。特に大手電機メーカー製のシステムはそのメーカーの管理思想が入り込んでい

ますので、その思想が自社の管理思想と合うかどうかについての注意が必要です、システムさえ導入すればその大手電機メーカーと同じ管理ができると思うのは大きな間違いとなります。

## B. 他社情報管理

出願前調査等に使用する他社の特許公報については、使用頻度の高いものについては「紙公報」によって自社保有することは古くから行なわれています。紙公報による自社保有で問題となるのは費用面もともかく保管スペースであり、特に都市部の企業や特許事務所においては年々増加するスペース問題に悩まされることとなります。一つの「解」としてあったのがマイクロフィルムですが、検索用途には紙よりも難があるために保存用として以上のことは期待できませんでした。

其処に華々しく登場したのが特許庁のペーパーレス化計画のトリガーともなった光ディスクファイルであり、企業の情報管理のシステム化にも拍車がかかりました。ただしこの光ディスクファイルも入力コストの問題とアクセスタイムの問題から決定打とはなり得ませんでした。

そしてコンピュータの記録容量が飛躍的に高まって外部記録媒体によらなくても良い時代を迎えますが、依然として問題になるのが紙公報を電子化して入力しなくてはならないコストであり、かつ電子化したデータもイメージデータであることの限界でした。

## C. 電子公報発行のインパクト

特許庁ペーパーレス化の成果として最初に現われたのが93年1月の電子公報の発行です。これにより企業は安価に特許情報のデータベースを保有することが可能となり、大手企業において特許調査用の企業内データベースを保有することのブームが起きました。

ただし電子的に蓄積できるのは電子公報発行以降のデータに限られるため、調査目的のためには過去分の電子データも用意する必要があり、このためにJAPIOから過去分データを購入することが行なわれました。

そしてもう一つの大きなインパクトは情報サービスの価格破壊です。従来、公報の発行は発明協会（JAPIO）による独占事業であり、従って価格も一定していました。ところが電子公報の発行によって誰でも公報のコピーを販売することが可能となり、市場に競争原理が働いて公

報の価格破壊が起きることとなります。

また従来、オンライン商用データベースはJAPIOによる独占事業でしたが、これも電子公報を利用して誰でも商用データベースサービスを行なう事が可能となり、民間の商用データベースサービス業者が出現することとなります。

電子公報の発行は誰でも特許公報に触れることができる環境を具現し、不完全であった特許庁の情報サービスは制度始まって以来の変革期を迎えたと言えます。

## 電子情報時代の情報管理

### (1) 情報管理の質の変化

情報が紙で保管され、特許庁情報館や企業内の特許資料室で紙による調査をしていた時代、特許調査は個人個人のノウハウに依存していました。どういう技術はどう分類されており、その飛び地は何処にある、また別の業種から出願される場合は何処に分類されていることもある……等々というノウハウはまさに経験の積み上げでした。こうしたノウハウの蓄積は紙公報を捲ることによって周辺の無駄な公報を見ることによって積み上げられるものでした。

公報が電子化されると、周辺の無駄な公報を見ることなく、一発で必要な公報を抽出することが可能になります。ただし、これは何が何処に分類されているかの情報の地図が分かっている人についての事であり、そういうノウハウを有しない人は大量の情報の前に立ちすくんでしまう事になります。

ただし、電子化されたデータベースには紙では不可能な検索ツールが用意されています。キーワード検索、フルテキスト検索等がそれであり、コンピュータの威力を駆使した絞り込みが可能です。こうして紙公報の場合は考えられないスピードで絞り込みが可能となり、また紙では得られなかったものが得られる等の効果があります。

しかしながら気を付けなくてはならないのは効率化と引き換えに「無駄なものを見ることによって得られたノウハウ」が失われつつあるという事です。自ら調査を行っている場合はまだしも、調査を外注してしまっただけでコンピュータ検索のノウハウすら失ってしまうこととなります。何も特許調査に限りませんが、効率化はそれ

によって失われるものがあることを承知しておく必要があるでしょう。

## (2) 検索ツールについて

### A. 分類

検索ツールの基本は「分類」であり、これは手捲り調査においてもコンピューター調査においても共通です。分類が抱える課題は永遠の課題とも言えるもので、そこには出願を行なった人の「概念」と、調査を行なう人の「概念」の間のズレというものが必ず存在します。さらにその間には分類付与者の概念のズレも介在します。

そしてさらに基本的な問題として、用語の概念は時の経過とともに少しずつ変化して行きます。それは多くの人に同時並行で起こるものではなく、一部の人から始めて時間をかけて多くの人に広がって行きます。このことは厳密には全ての人に共通の概念は存在しない……とも言えることとなります。

と言うことは、分類の構造はその時点で最も多くの人に共通に認識されている概念レベルで設計なされなくてはならないということになります。

そしてまた、検索結果を大きく左右する要素として、分類の設計思想があります。つまり、一般に精緻な検索結果を得ようとして高度な分類の設計を行なうと、それを利用できるユーザは限られて来ます。ユーザが限定されてしまえば分類の機能が果たせないため、ユーザ人口を確保しようとする、程々のレベルでの設計を行わなくてはならないこととなります。

こうした様々な問題に対して、分類付与の機械化の試みもなされ、ある程度の成果も見えつつありますが、分類付与のロジックもまた1つの分類技術であり、効率化・標準化は進められても分類の問題の根幹を変えるものではありません。

そして一旦付与した分類は、分類体系の変更があっても過去に遡及して付与のし直しが困難なことも併せて、いくらコンピューター化が進んだ場合においても高度な調査結果は人の持つノウハウに依存することとなります。分類設計のクセを知り、情報の所在の地図を知っていることが調査結果の良し悪しを決定し、それはコンピューター化によっても立ち入ることが不可能な領域です。

### B. 検索ツールの進化

フリーキーワード等の分類を補完する検索ツール、やシソーラスは、検索を正確に行なうための検索ツールですが、情報量が膨大になってくると正確さに加えて検索の速さも重要となってきます。このため検索エンジンも検索ツールの一種とすることができ、これも各社が様々な特徴を持つものを開発して競っています。

これら検索ツールは重複投資を避けるために特定の機関に資金を集中して開発がなされた方が良いという考え方と、自由競争下で開発された方が良いものができるという考え方がありますが、特許調査や情報の用途が千差万別である以上、特定の機関、例えば特許庁だけで開発すれば良いということにはならないでしょう。

また特許庁で開発されたツールは全て民間に開放されるべきという議論もありますが、これも一種の誤解に基づいているように思われます。つまり、審査官と全く同じ検索ツールでの調査を行なえば審査官と同じ調査ができる……という考え方ですが、このためにはもう一つの大きな前提、つまりサーチャーが審査官と同一の能力を持っている……と言う事が抜けています。道具さえ同じものを使えば同じ事ができると考えるのは、ゴルフクラブを同じものを使えば同じスコアが出ると考えると同じくらいに大きな誤解です。

そして先にも述べましたが、審査官のサーチの目的と民間に於けるサーチの目的は大きく異なっていることを考え合わせても、特許庁のツールは必ずしも最良のものとは言えません。検索ツールは各種各様のものがあって良いと言えますし、競い合うことによってより良いものが出現して来ると言えます。

そして、特許庁のツールの無償解放は一見良いことのように見えますが、自由競争下で進化すべきツールの開発を妨げてしまうものだという事実として認識しておく必要があります。

## ・特許庁ペーパーレス化の意義

### (1) 電子データの蓄積

特許庁ペーパーレス化の成果は何と言っても電子データが蓄積されたことでしょう。電子出願以降のデータは既に10年分以上蓄積されていますし、それ以前のデータも様々な形で入手が可能となっています。これらは企業が業務の中において各種の処理を電子的に行なうこと

を可能とし、大量の情報処理を瞬時に正確に行なうことを可能としました。

特許庁によるリーダーシップがあればこそその同一規格の流通性のあるデータとなったわけであり、全ての知的財産業務のインフラとして、この資産を活かすことがこれからの大きな課題と言えるでしょう。そういう意味ではペーパーレス化計画はまだ途半ばであり、これまでは投資の時期であったし、回収はこれからとも言えるでしょう。

これらの電子資産を活用するための情報機器の進化も著しいものがありました。知的財産部門は情報処理において最も進んだ環境に恵まれたと言うこともできます。

ただ勘違いしてはならないのは、これは決して企業の知的財産管理が進化したということの意味しません。進化するための環境が整ったということであって、それを使って知的財産管理の質を上げるのは別の話になります。旧態依然の思想で出願を行ない、侵害警告を受けて他社特許対応が始まるような業務を行なっているのは、ただ単に知的財産部門にコンピューターが入っただけのことであり、業務は変わらずに費用だけ増えたということでしょう。

## (2) 知的財産業務の近代化

しかしながら、企業の知的財産部門や特許事務所に電子機器が入ることは、この世界にある種の革命を起こしたように思われます。と言うのは、この世界はかつて「紙とペン」の世界であり、如何ようにでも融通がきく世界であったように思われます。そこにコンピューター管理が導入されると、それは一切の妥協を許さない、融通を廃したシビアな管理の世界になります。忘れてしまったら何とか誤魔化す、場合によっては処置の結果を変えてしまう等のが一切許されなくなっていました。

企業におけると同様、特許庁においてもこうした変化があったのではないのでしょうか。今から考えれば当然と言えば当然すぎることはありませんが、これは全ての管理の基本であり、言わば正常な管理を行なうための環境を整備したのがペーパーレス計画であったとも言えるのではないかと思うのです。

ペーパーレス計画は前近代的な管理状況下にあった企業の知的財産部門を近代的な管理状況下に置くことを可能としました。

## (3) ペーパーレス化計画の今後に期待するもの

ペーパーレス化計画はこれまで特許庁中心に進められて来ましたが、特許庁の中の効率化は進められましたが、企業や特許事務所との間はインターフェースが示されるだけで、残念ながらユーザ（企業）を含めた大きなシステムとして意識されることはありませんでした。

ただし、知的財産活動とは企業・特許事務所・情報業者に特許庁を加えた大きな活動であり、その主体は開発活動・経済活動を担っている企業であると考えられます。特許事務所・情報業者・特許庁は企業が効率的な知的財産活動を行なうための支援機関であるとも言えます。そういう意味で現状の特許庁ペーパーレスシステムはまだ不完全なものであり、企業や特許事務所との間の情報授受等に不自由さを残しています。

近々にインターネット出願の受付が開始されますが、これはインターネット上に機密情報を載せることの心理的バリアーを大幅に引き下げる効果が考えられ、企業の知的財産管理システムに影響を及ぼすと思われます。

特許情報業界においては情報の価格破壊と厳しい業者間の競争が繰り広げられていますが、こうした競争状況こそペーパーレス化の狙ったものであり、よりユーザニーズを充たす方向に業界が変化することは好ましいことでしょう。こうした、本来的に必要な競争も制限してしまうような特許庁の介入は排除されなくてはなりません。

## = 最後に =

知的財産活動を行なうことは企業にとって目的ではなく、手段です。企業の開発活動・企業活動を保護する手段としても知的財産は唯一の手段ではなく、数ある手段の中の一つです。そして、情報システムはその知的財産活動のための基盤でありインフラであると言えます。

さらに言えば特許庁ペーパーレスシステムもその究極の狙いとするところは企業の知的財産活動を支援することによる企業の開発活動・経済活動の質の向上にあると言えるでしょう。

ただし残念ながら現状においては特許庁システムはユーザである企業やサービス業者を含めた大きな視点で捉えられていません。特許庁システムが日本の知的財産活動全体を包含する大きなシステムとして機能するとき、初めて特許庁ペーパーレスシステムは一つの完結をみる



ものと考えられます。

久しくこの業界は独自の世界を作り上げ、身内の論理だけで行動していました。一方で日本経済はグローバル化の荒波の中、戦後の成長モデルと決別せざるを得なくなり、各所で旧弊を廃する構造改革が進められようとしています。そして知的財産の世界も情報システムの世界も激しく国際化の波に揉まれています。

企業の知的財産活動が真に日本経済の牽引力となるための基盤づくりこそシステム屋に課された課題であり、業界の片隅から微力を尽くしたいと考えています。

## Profile

**加根 魯 澄夫 (かねろ すみお)**

1948年3月11日生

学歴

神戸大学経済学部卒業 (昭和47年3月)

職務経歴

昭和47年4月 トヨタ自動車株式会社入社  
購買管理部管理課

昭和50年10月 関連事業部

昭和54年10月 経理部原価計算課

昭和56年11月 特許部管理課

昭和57年7月 株式会社トヨタテクノサービスを設立

昭和59年4月 トヨタの特許管理システムを自社開発

昭和63年2月 特許部管理課長

平成1年8月 知的財産部総括室長

平成7年6月 知的財産部ライセンス室長

平成10年6月 株式会社トヨタテクノサービス出向

取締役事業開発部長、総務部担当

平成13年7月 株式会社東芝入社

官公情報システム事業部 担当部長

平成14年4月 官公情報システム事業部 官公情報システム第一部 部長

平成15年10月 東芝ソリューション株式会社 (分社により移籍)

官公情報システム事業部 官公情報システム第一部 部長

平成15年11月 パトリス を開発責任者として立上げ

主要な公職

平成3年度～8年度 特許庁PL推進連絡協議会委員

平成6年度～8年度 JICAタイ工業所有権センタープロジェクト  
国内支援委員会委員

平成7年度 日本知的財産協会ペーパレス委員会委員長

平成7年度～8年度 特許庁次世代電子出願端末研究会委員

平成8年度～9年度 日本知的財産協会特許情報委員会委員長

